

議案第56号

職員の給与に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和3年12月1日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

職員の地域手当を見直すことに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和32年二宮町条例第28号）の一部を次のように改正する。
第7条の2第2項中「4.5」を「6.0」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(議案第56号) 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(地域手当) 第7条の2 (略) 2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に100分の<u>6.0</u>を乗じて得た額とする。</p>	<p>(地域手当) 第7条の2 (略) 2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に100分の<u>4.5</u>を乗じて得た額とする。</p>